

▼表3-4-1-2 大気汚染防止法に基づく規制

【環境対策課】

平成26年3月31日現在

規制内容	規制の項目等	備考
<p>ばい煙発生施設  (ボイラー、廃棄物焼却炉等、33種類)</p>	<p>○硫黄酸化物:K値規制(ばい煙の排出口の高さに応じて排出量の許容量を定めて規制)  <math>q = K \times 10^{-3} \times H_e^2</math>                      q : 硫黄酸化物の許容量(Nm<sup>3</sup>/h)                      H<sub>e</sub> : 補正された排出口の高さ(m)                      K : 県内は地域ごとに3段階で設定                      K = 7.0(仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町)                      K = 11.5(石巻市、矢本町、名取市、岩沼市、柴田町)                      K = 17.5(その他の地域)</p> <p>○ばいじん:排出濃度規制(ばい煙発生施設の種類及び規模ごと)</p> <p>○有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物):排出濃度規制(物質の種類及び施設の種類ごと)</p>	<p>* 地域は昭和51年9月1日における行政区画によって表示されたもの</p>
<p>揮発性有機化合物排出施設 (VOC溶剤の乾燥施設等9種類)</p>	<p>○揮発性有機化合物:排出濃度規制</p>	
<p>一般粉じん発生施設 (コークス炉等、5種類)</p>	<p>○施設の構造・使用・管理に関する基準(フード、集じん機、散水設備等の設置等)</p>	<p>*「一般粉じん」とは特定粉じん以外の粉じんをいう。</p>
<p>特定粉じん発生施設 (解綿用機械等、9種類)</p>	<p>○敷地境界基準(濃度基準)</p>	<p>*「特定粉じん」とは石綿である。</p>
<p>特定粉じん排出等作業</p>	<p>○作業基準(作業室の入口に前室の設置等)</p>	
<p>指定物質排出施設 (ベンゼンの乾燥施設等11種類)</p>	<p>○指定物質抑制基準(排出濃度規制)</p>	<p>* 指定物質とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン</p> <p>* 届出制度なし</p>
<p>その他</p>	<p>○季節による燃料の使用に関する措置(事業場の暖房等の影響により冬季に大気汚染が悪化するおそれのある仙台市中心部においては、法律に基づき冬季間の使用燃料の硫黄分の0.7%以下に規制している。)</p>	